知的障害者旅客運賃割引規程

横高運第 149 号 2004 年 2 月 1 日 制定 横高運第 0624 号 2025 年 4 月 1 日 改定

(適用範囲)

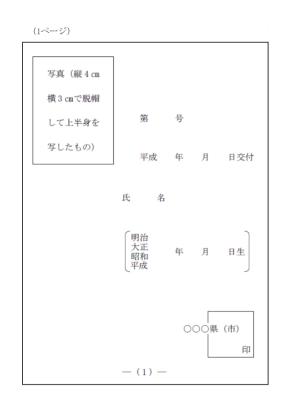
第1条 この規程は、知的障害者が、介護者とともに、当社線および連絡運輸の取扱いを する会社線(以下「連絡会社線」という。)を乗車する場合に適用する。

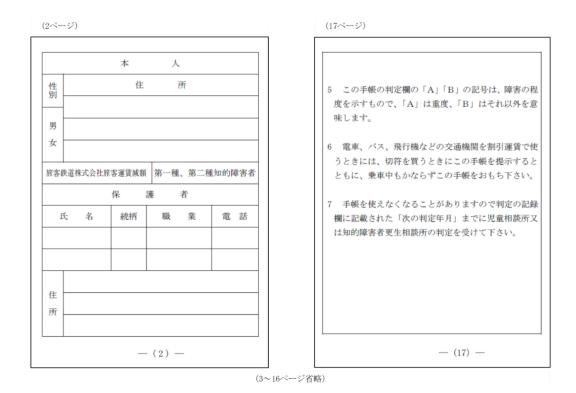
(知的障害者)

- 第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9月 厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。
 - (注 1) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりとする。
- (1) 事務次官通知により示された様式



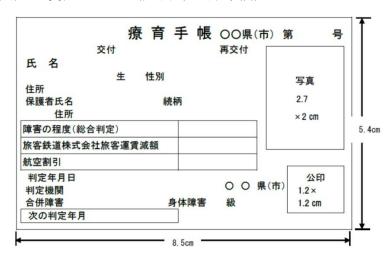
(大きさは、日本工業規格B列7番とする)





(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成 27年 11月 18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)により示された様式

(表面) ※裏面は無地(証明等の押印欄)



(注 2)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」(令和 4年 1月 18日国鉄事第 602 号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第 7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際ならびに第 10条に定める乗降の際の呈示に限り、注 1 に掲げる様式による療育手帳に代わるものとすることができる。

- 2 前項の知的障害者を、次に掲げる第 1 種知的障害者および第 2 種知的障害者に区分する。
 - (1)「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 知的指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する 程度のもの
 - イ 肢体不自由、盲ろうあ等の障害を有し、知能指数でおおむね 50 以下のものであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - (2)「第2種知的障害者」とは、前号以外のものをいう。
- 3 第1種知的障害者および第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式 会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第3条 知的障害者が、第 1 種知的障害者および定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種知的障害者であるときは、知的障害者 1 人に対して、1 人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6 才未満の第 1 種および第 2 種知的障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

- 第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 普通乗車券 第 1 種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第 1 種知的障害者および 12 才未満の第 2 種知的障害者が介護者ととも に乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 第 1 種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前項第 2 項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。
 - (注)介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗 車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の連絡運輸範囲各駅相互区間とする。

(割引率)

第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券 に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、知的障害者手帳を発売箇所に呈示し、 口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、 大人の知的障害者で当社線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入する ことができる。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合に限って取り扱う。

(知的障害者手帳の携帯および呈示)

第10条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、知的障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

(乗車券の発行方)

- 第12条 知的障害者が知的障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発行する。 介護付用として発行する乗車券
 - (1) ゴム印によって表示するもの
 - ア 知的障害者に対する乗車券



直径約 1cm

イ 介護者に対する乗車券



直径約 1cm

- (2) 定期券発行機により発行する定期乗車券
 - ア 知的障害者に対する乗車券
 - 育 1 辺 約 0.4cm 白抜文字
 - イ 介護者に対する乗車券
 - 護 1辺約 0.4cm 白抜文字
- (3) 自動券売機により発行する乗車券
 - ア 知的障害者に対する乗車券
 - 育 縦 0.7 cm×横 0.4 cm 黒文字
 - イ 介護者に対する乗車券
 - 護 縦 0.7 cm×横 0.4 cm 黒文字
- (4)窓口処理機により発行する乗車券
 - ア 知的障害者に対する乗車券
 - 育 縦 0.7 cm×横 0.4 cm 黒文字
 - イ 介護者に対する乗車券
 - 護 縦 0.7 cm×横 0.4 cm 黒文字
- (注) 知的障害者の小児定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

第 13 条 削除

(自動券売機による乗車券の発行方)

第14条 第7条ただし書きによる小児券は、第12条に規定するゴム印を省略することができる。

第 15 条 削除